

10-5-1 内部監査の概略

内部監査に関する業務を行うため、理事長のもとに監査室が設置されています。

1. 内部監査の定義

内部監査は、学園の業務全般について、法令及び修道学園諸規程並びに社会規範等に則り、適正に遂行されているかを公正かつ客観的な立場で検討及び評価し、学園の発展にとって有効な改善、改革案の助言及び提案を行うものです。

2. 内部監査の対象

監査室の内部監査の対象は学園の業務全般となっており、大学の業務もその対象となります。

3. 内部監査の種類

(1) 業務監査

学園の業務が、法令及び学園諸規程等に準拠して、適正かつ効率的に運用されているかを検証するとともに、組織運営及び業務管理のあり方について業務の適正化・効率化の観点から助言及び提案を行います。

(2) 財務監査

学園の財務及び関連業務が、法令及び学園諸規程等に準拠して、適正かつ効率的に運用されているかを検証するとともに、財務上の観点から助言及び提案を行います。

(3) システム監査

学園の業務で使用しているシステムが法令及び学園諸規程等に準拠して、適正かつ効率的に運用されているかを検証するとともに、システムの信頼性、安全性及び効率化の観点から助言及び提案を行います。

4. 内部監査の区分

(1) 定期監査

あらかじめ定められた監査計画に基づき原則として年1回実施します。

(2) 臨時監査

理事長の命により、必要に応じて実施します。

※ 監査室は、内部監査のほかに公益通報等に関する業務も行っています。